

函館市職員職名規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第22号

函館市職員職名規則の一部を改正する規則

函館市職員職名規則（昭和34年函館市規則第56号）の一部を次のように改正する。

本則中「，部長」の後ろに「，危機管理監」を加える。

附 則

この規則は，令和6年4月1日から施行する。